

令和7年2月号

事務所通信

アークグロー・パートナーズ税理士法人

Vol.46



❀ 今月のお知らせ ❀

・令和6年度の確定申告の引落日のご案内です。

所得税：令和7年 4月23日(水)

消費税：令和7年 4月30日(水) となっております。

口座振替をご利用の方は、通帳の残高確認をよろしくお願ひいたします。

❀ 法人の解散時の注意点について ❀

【法人を解散する際の流れ】

- ①株主総会での解散決議
- ②解散、清算人就任の登記
- ③財産目録と貸借対照表の作成、承認
- ④債権者保護の手続き
- ⑤解散事業年度の確定申告書の提出
- ⑥資産の現金化等
- ⑦清算確定申告書の提出・決算報告書の作成

と段階を踏んで解散に至るのですが、今回は解散する際の注意点について5つご紹介したいと思います。

【1つ目】：解散までの期間と登記費用

法人を解散すると決めてから、清算終了するまで最短でも3か月はかかります。

官報の公告期間が2ヶ月以上と定められているため、この期間中は清算を完了することができません。

また、解散の登記をするために必要な費用も平均で30万円ほどと言われています。

【2つ目】：会社の財産について

会社が所有している財産については、全て清算(売買)をしないと清算終了をすることができません。特に不動産をお持ちの場合は、すぐに買い手が見つからない場合もあり、清算終了が完了するまで長期にわたる可能性があります。

豆まきには一年の無病息災や
幸福を願うという意味がある
そうです！



【3つ目】：不動産がある場合

会社で不動産を所有されている場合は、売却時に利益が出ると、納税が発生する可能性があります。また、建物を売却される場合は消費税も発生するため、法人税と消費税の納税が発生する可能性があります。(土地の売却には消費税はかかりません)建物であれば取り壊すという選択肢も可能です。

【4つ目】：現預金が残る場合

債権債務の清算後、現預金が資本金の金額より多く残った場合は、株主に配当として支払われるため、株主に所得税が発生し、確定申告が必要になる可能性があります。この場合、役員に退職金を支給することも可能です。

【5つ目】：役員からの借入がある場合

役員からの借入がある場合は、計画的な返済をするか、債務免除等で清算をするという選択肢があります。役員が会社に対して債権放棄をすると、会社側では雑収入に計上されるため納税が発生する可能性もあります。

当事務所では、上記の注意点や相続、贈与、事業承継などを考慮し、どのようにするのが最適なのかご相談を受けております。(当事務所には資産活用チームがあり、どのような対策が最適なのかを担当者と一緒に検討しています😊)もうそろそろ解散を考えているんだけど・・・とっと思っていらっしゃる方はお早めにご相談いただけますと、解散までの準備期間もできますので、まずは、担当者までお気軽にご相談ください♪



各種 SNS も更新しておりますので、
良ければフォローお願いします♪

HP



Face Book



Instagram



Threads



ARCGROWPARTNERS

◇申告書の提出期限

提出月	2月	3月	4月
確定申告	12月決算	1月決算	2月決算
予定申告(年1回) 消費税(年3回)	6月決算 3月、6月、9月	7月決算 4月、7月、10月	8月決算 5月、8月、11月



アークグロー・パートナーズ
税理士法人

Arc Grow Partners Tax Accountant Corporation

アークグロー・パートナーズ税理士法人

【本社】 〒524-0042

滋賀県守山市熾魔堂町 121 番 1

TEL 077-598-0473 FAX 077-598-0474